



島根県報

令和2年9月8日(火)

号外第110号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

特定計量器の定期検査の延期

(商工政策課) 2

公 告

令和2年7月27日付け島根県報第126号で公告した特定計量器の定期検査の実施について、令和2年7月豪雨による被災の影響のため、令和2年9月16日に川本町役場で実施する予定であった検査を延期し、次のとおり実施するので、計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により公告する。

令和2年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号の規定に該当する特定計量器を除く。）の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
川本町	10月13日	9時30分から16時まで	川本町役場

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。